

朝来市あさご村おこしセンター
(道の駅あさご)
指定管理者 募集要項



令和7年12月

朝来市

1 はじめに

旧朝来町の地域特性を生かした魅力ある観光立地を目指し、物産等の特産品開発と観光振興、地場産業の育成を推進することを目的に、昭和63年に「村おこしセンター」を整備した。当初から一貫して第三セクター方式による官民一体となった運営を行ってきており、平成5年には道の駅登録制度開始とともに、「道の駅あさご」として道の駅に登録された。

平成12年に多目的トイレの増築、平成13年に別棟の増築（現在のサイクリングステーション）、平成15年に屋外トイレの移築、平成26年には入口のバリアフリー化などを進め、現在に至っている。

この度、当初から運営を担ってきた第三セクターが今年度末の指定期間満了をもって運営継続を辞退したため、観光施設として民間事業者の創意工夫を活かし、観光振興並びに市民サービスの向上と、施設のより安全で効果的かつ効率的な管理運営を図るため、下記施設の指定管理者を一般公募する。

2 公募の目的

朝来市あさご村おこしセンター（道の駅あさご）の設置目的は、「農林水産資源、観光資源等地域特性を生かした魅力ある観光立地を目指し、観光物産等の特産品開発と観光振興及び地域地場産業の育成を推進すること」である。

以上の目的を達成するため、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識、経験をもとに朝来市あさご村おこしセンター（道の駅あさご）の管理運営を行う指定管理者を募集する。

なお、管理運営には、地域の方との連携が不可欠であり、指定管理者には地域貢献の志も求められる。

3 対象施設の概要等

1) 施設の名称及び所在地

①名 称：村おこしセンター

所 在 地：朝来市多々良木 213-1

施設規模：木造平屋建 402 m²

②名 称：サイクリングステーションあさご

所 在 地：朝来市多々良木 264-4

施設規模：木造平屋建 52 m²

③名 称：屋外トイレ

所 在 地：朝来市多々良木 213-1

施設規模：男女トイレ 51 m²、身障者用トイレ 6 m²

④名 称：駐車場

所 在 地：朝来市多々良木 213-3

施設規模：約 1,500 m²

⑤名 称：イベント広場

所 在 地：朝来市多々良木 213-1

施設規模：約 50 m²

2) 総敷地面積：約 3,400 m²

3) アクセス：播但連絡道路朝来 IC から車で約 5 分

4) 指定管理の区域

管理をする施設（以下、「施設」という。）は、上記1) の①～⑤とする。

4 指定管理者が行う業務

1) 施設全般の管理運営に関する業務

①売店スペースの運営に関する業務

②飲食スペースの運営に関する業務

③サイクリングステーションあさごの運営に関する業務

④地域の情報の提供に関する業務

⑤施設の集客促進業務

⑥物品の管理に関する業務

⑦その他必要な業務

2) 施設利用者に関する業務

①観光及びその他の案内業務

②利用者へのサービス提供業務

③利用者の誘導、整理、安全確保に関する業務

④設備の日常点検及び補修業務

⑤傷病者等の救護措置及び状況報告等

⑥その他必要な業務

3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

①施設及び設備の維持管理業務

②施設及び設備の修繕業務

③その他必要な業務

4) その他の業務

①危機管理業務

②災害時等への対応

③職員研修

④業務マニュアル等の作成

⑤指定期間終了にあたっての引き継ぎ業務

⑥朝来市からの各種要請への協力

⑦その他朝来市が必要と認める業務

5 管理の基準

1) 営業時間及び休業日

①営業時間

ア) 午前9時から午後6時まで

イ) 指定管理者が管理運営上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て営業時間を変更することができる。

②休業日

ア) 休業日は定めないものとする。

イ) 指定管理者が管理運営上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休業することができる。

2) 関係法規の遵守

業務の遂行にあたっては、朝来市条例及び他の関連法規を遵守すること。遵守されない場合は、指定を取り消す場合がある。

3) 管理運営

①管理運営の基本となる考え方

ア) 朝来市内を中心とした観光等の情報発信

朝来市の魅力を広く周知し、朝来市に多くの方が訪れるための情報発信を各種手法により実施すること。

イ) 管理運営業務の効率的な実施

朝来市あさご村おこしセンター（道の駅あさご）の設置目的を十分に果たすことができる管理運営の仕組みやサービスの提供、利用者の利便性や快適性を高める効率的な運営に努め、市民の利用促進も図りながら、集客性をより一層高め、市民が誇りと愛着の持てる施設とすること。

ウ) 利用者満足度の向上

利用者の満足度向上のため、利用者等からの苦情については速やかに対応し、必要に応じて朝来市と協議の上、積極的に対応すること。

エ) 施設管理業務の適正な執行

朝来市あさご村おこしセンター（道の駅あさご）の管理経費の削減や環境負荷の軽減を図るとともに、施設の適正な管理及び適切な保守等に努めること。

オ) 個人情報の保護

管理業務等を通じて、指定管理者が取り扱う個人情報については、当該個人情報

の保護及び漏えい等の防止を図るため、保有する個人情報の適切な管理につき必要な措置を講じること。

カ) 公平な運営

公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人・団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

② 資格保有者の配置

ア) 食品衛生責任者

飲食店営業を行い、食材を取り扱うため、食品衛生責任者を配置すること。申請時に資格保有者がいない場合は、営業開始までに講習等を受講し配置すること。

イ) 防火管理者

防火管理者を配置すること。申請時に資格保有者がいない場合は、営業開始までに講習等を受講し配置すること。また、施設運営後速やかに消防計画を作成し、所轄の消防署へ提出すること。

③ 会計経理について

朝来市から要求があった場合は、経理書類等を開示し、指定管理業務に関する監査業務が受けられる体制を整えること。

④ 管理運営に付随する業務について

毎年4月末日までに下記の事項を記載した前年度分の管理事業報告書を作成し、朝来市へ提出すること。

ア) 管理業務の実施及び利用状況

イ) 利用料金の収入実績

ウ) 管理経費の収支状況

エ) その他朝来市が必要と認める事項

⑤ 業務再委託の制限

ア) すべての業務を一括して再委託してはならない。

イ) 個別業務の再委託は市の承諾を得ること。

4) 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担の基本的な考えは、別紙「市と指定管理者の責任分担表」を基本とし、基本協定に定めるものとする。

6 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

7 管理に要する経費

1) 「4 指定管理者が行う業務」で示した朝来市あさご村おこしセンター（道の駅あさご）の管理運営に要する業務のうち、直接営業利益に資さない屋外トイレ及び駐車場の維持管理等に係る業務については相応の経費を市が負担する。なお、その業務内容、実施方法、委託金額等については年度当初に指定管理者と協議のうえ、年度協定事項としてまとめるものとする。

2) 指定管理者は、市と協議をして定めた施設の使用料を毎年、当該年度末までに納付するものとする。

3) 指定管理者は、利用者が支払う利用料金や、指定管理者が自ら企画・実施する各事業

の収入等は指定管理者の収入とする。

- 4) 出店者が物品の販売及びこれに類する行為を行う場合には、販売金額の 20 パーセント以内の額を施設の利用料として指定管理者に納めなければならない。

8 応募者の資格に関する事項

1) 応募者の資格

指定管理者に応募しようとするものは、以下の①から⑦までの全ての要件を満たす法人又はグループ事業体（以下、「法人等」という。）であること。

- ①指定管理業務内容を履行できる能力及び資力を有する法人等であること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 条第 1 項に規定する者に該当しない法人等であること。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- ④法人税、本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がない法人等であること。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び暴力団又はその構成員と社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。
- ⑦その他指定管理者として適格性を欠くと明らかに認められる事由のないこと。

2) 応募の形態

- ①複数の団体がグループ（共同事業体）（以下「グループ」という。）を構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めること。なお、代表団体は、グループにおける責任割合が最大であること。
- ②グループは応募時にグループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたグループの協定書の写しを提出すること。
- ③指定管理者の候補者が新たに法人を設立する場合は、指定管理者の候補者の選定後に当該法人の登記事項証明書を提出すること。

9 申請にあたっての留意事項

1) 欠格事項

- ①複数の提出書類を提出したとき。
- ②受付期間内に提案書類が提出されなかったとき。
- ③提案書類等に明白な、もしくは故意の虚偽記載があるとき。
- ④提案書類提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- ⑤募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- ⑥応募事業者、応募事業者の代理人、又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは本提案の採否の働きかけを行うなどの目的のために朝来市職員及び産業振興部所管施設指定管理者選定委員会の委員と接触をもったとき。
- ⑦その他不正な行為を行ったとき。

2) 応募の辞退

法人等の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、辞退届（様式19）を事務局に提出すること。

3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、朝来市は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できる。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しない。

4) 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、朝来市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとする（非開示情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報）。

5) 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とする。

6) 本事業提案応募のために開催する現地説明会等の定められた機会を除き、朝来市から便宜を図ることはしない。応募者は、朝来市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行うこと。

7) 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的へ使用することはできない。ただし、以下の情報については、その対象ではない。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

8) 関係法令を承知の上で申請すること。

10 提案にあたっての留意事項【事業計画書】

1) 施設の管理運営に関する基本的な考え方

以下の項目について、様式6により具体的かつわかりやすく提案すること。

なお、事業計画書の各項目欄に書ききれない場合、別紙（任意）様式により提出することも可とする。

- ①朝来市あさご村おこしセンター（道の駅あさご）の現状に対する考え方及び将来の展望
- ②施設管理運営を行うに当たっての経営方針
- ③効率的な施設運営や管理経費縮減の考え方
- ④環境への配慮
- ⑤その他

2) 施設の有効利用に関する考え方

以下の項目について、様式7により、具体的かつわかりやすく提案すること。

※活用方法については、朝来市と協議を経た上で決定することとなる。

- ①「売店スペース」の有効利用について
- ②「飲食スペース」の有効利用について
- ③「サイクリングステーションあさご」の有効利用について
- ④その他

3) 人員配置計画等に関する考え方

業務の実施体制及び必要な職員の人員、職員の資質向上のための研修計画等について、

様式 8 により、具体的かつわかりやすく提案すること。

①業務の実施体制

②職員の配置

③朝来市内並びに近隣観光案内に必要な知識を有する者の配置の考え方

④研修計画

⑤その他

※人員配置計画書

役職名、担当業務内容、雇用形態、1週間の勤務時間について、別紙（様式 8 関係）に記載すること。

4) 危機管理対策に関する考え方

利用者の安全確保及び非常時等の考え方と対策について、様式 9 により、具体的かつわかりやすく提案すること。

5) 施設、設備の保守、清掃に関する考え方

施設及び設備を良好に保つための保守点検等の計画及び清掃計画について、様式 10 により、具体的かつわかりやすく提案すること。

①施設及び設備の保守点検等の計画（作業頻度、作業内容等）

②清掃計画（作業頻度、作業内容、体制等）

6) 個人情報保護等に関する考え方

個人情報の保護等について、基本的な方針と取組みについて、様式 11 により、具体的かつわかりやすく提案すること。

①個人情報保護・守秘義務

②情報公開・文書管理

③その他

7) サービス水準の向上の取組み、及び利用促進に関する考え方

サービス水準の向上への取組み、広報及び利用促進計画について、様式 12 により、具体的かつわかりやすく提案すること。

①サービス水準の向上への取組み

②利用者等の意見・要望等の把握及びその反映方法等

③広報、利用促進計画（集客力の向上を踏まえた記述とすること）

④その他

8) 自主事業に関する考え方

朝来市あさご村おこしセンター（道の駅あさご）での自主事業について、様式 13 により、基本的な考え方及び計画について、具体的かつわかりやすく提案すること。

※なお、自主事業計画書を、別紙（様式 13 関係）により提出すること。

9) その他

御社の特徴やノウハウを活かし、特に P R できることがあれば、様式 14 により、具体的かつわかりやすく提案すること。

11 募集及び選定

1) 募集要項の配布 令和 7 年 12 月 9 日（火）～令和 8 年 1 月 13 日（火）

※ただし、土曜日・日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及

	び国民の祝日にに関する法律に規定する休日を除く
2) 申請の受付	令和7年12月25日（木）～令和8年1月15日（木） ※1) と同様の期間を除く
3) 選考方法	書類審査及び面接審査により選考する。
4) 書類審査	申請の受付終了後直ちに実施する。
5) プレゼン（審査会）	令和8年1月27日（火）
6) 内定等の通知	令和8年2月上旬に文書で通知する。

12 募集要項の配布場所

上記の配布期間内に、朝来市産業振興部観光交流課（以下、「事務局」という。）で行う。
なお、配布時間は、午前9時から午後5時までとする。
※朝来市ホームページでも募集要項等をダウンロードが可能。

13 現地説明会の開催

- 1) 現地説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式18）を令和7年12月15日（月）までに事務局へ持参又は郵送、電子メールで提出すること。
※現地説明会の参加人数は2名までとする。
※現地説明会は、施設の案内をするものであり、応募に関する質問については受け付けないものとする。
- 2) 現地説明会
令和7年12月17日（水）午後1時から1時間程度
場所 朝来市多々良木213-1 道の駅あさご

14 質問受付

- 1) 質問方法
質問書（様式17）に募集要項の内容等についての質疑要旨を簡潔に記入し、事務局に持参、郵送又はメールで提出すること。なお、受付期間以外の提出及び所定の手続きによらない照会（口頭・電話・FAX）は受付しない。
- 2) 受付期間及び時間
期間を経過したものは受け付けないものとする。受付期限は持参、郵送、電子メールとも令和7年12月22日（月）正午（必着）とする。

15 質問回答

- 1) 回答日 令和7年12月25日（木）
- 2) 回答方法 郵送又はメールにより応募登録者全員への回答とする。

16 申請書の受付

- 1) 提出書類の提出先
朝来市あさご村おこしセンター（道の駅あさご）の指定管理者に応募しようとする者は提出書類に必要事項を記入の上、申請期限内に事務局へ持参又は厳封の上郵送すること。
- 2) 提出書類の受付期間及び時間
受付期間：令和7年12月25日（木）～令和8年1月15日（木）

※ただし、土曜日・日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

受付時間：受付期間内の平日 午前9時から午後5時まで

※受付期間最終日は、持参・郵送とも正午必着とする。

17 応募書類

応募に当たっては、以下の書類について、提案図書提出一覧で示している部数を提出すること。

- 1) 指定管理者指定申請書（様式1 様式第1号）
- 2) 誓約書（様式2）
- 3) 提案書表紙（様式3）
- 4) 団体の概要（様式4）
　　グループ構成員表（8 2）のグループ応募の場合のみ）（別紙 様式第4関係）
- 5) 指定管理施設業務実績（様式5）
- 6) 事業計画書
 - ①施設の管理運営に関する基本的な考え方（様式6）
 - ②施設の有効利用に関する考え方（様式7）
 - ③人員配置計画等に関する考え方（様式8）
　　・人員配置計画書（別紙 様式8関係）
 - ④危機管理対策に関する考え方（様式9）
 - ⑤施設、整備の保守、清掃に関する考え方（様式10）
 - ⑥個人情報保護等に関する考え方（様式11）
 - ⑦サービス水準の向上への取組み、及び利用促進に関する考え方（様式12）
 - ⑧自主事業に関する考え方（様式13）
　　・自主事業計画書（別紙 様式13関係）
 - ⑨その他（様式14）
- 7) 指定管理業務収支計画書（様式15）
- 8) 申立書（様式16）
- 9) 附属書類
 - ①定款、寄附行為（法人以外の団体にあってはこれに類するもの）
 - ②法人の登記簿謄本（申請日の3箇月前以内に取得したもの）
 - ③役員名簿
 - ④団体の事業内容、事業実績、管理実績等の概要が分かるもの
 - ⑤過去2年間の決算等経営の規模及び状況がわかるもの（貸借対照表、損益計算書を含む。）
 - ⑥市町村民税、法人税、消費税の滞納がない証明書
 - ⑦グループ協定書の写し（グループ構成、役割分担、代表者への委任等を定めたもの。
　　グループ応募の場合のみ提出）
- ※グループ応募の場合は、構成員ごとに附属書類を作成してください。
- 10) プレゼンテーション用資料
　　1)から9)までの書類に加え、上記の内容をまとめたプレゼンテーション資料を作成

し、提出することを認めるが、上記の書類に記載のない内容についてプレゼンテーション用資料に記載することはできない。必ず様式番号を記載のうえ、様式に記載している内容との整合を図ること。

なお、本資料のみ紙媒体に加えて電子媒体での提出も求めることとし、かつ提出期限は1月21日（水）までとする。

18 選定方法等

「産業振興部所管施設指定管理者選定委員会」を設置し、次の選定基準及び審査方法に基づいて審査し、基準点を超えた場合は、指定管理者の候補者として、朝来市議会の承認を得た後、指定管理者として決定する。

1) 主な選定基準

- ①朝来市内を中心とした新鮮で安心、安全な食材、地場産品などを活用した運営計画であること。
- ②施設運営、イベント参画等を通して、多くの人が集い、関わり、交流し賑わいと活力を創出し、地域振興及び地域貢献できる施設計画であること。
- ③施設の管理・運営を安定して行うことができる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ④利用者の平等な利用及びサービスの向上が図られるものであること。

2) 審査方式

- ①審査は、提出書類によるプレゼンテーション等の結果により審査する。
- ②審査は、絶対評価で行う。

3) 指定管理者の決定通知

指定管理者の決定は、朝来市議会での議決後に通知する。

19 その他

1) 指定管理者と市の役割分担

指定管理者と協議のうえ、協定事項としてまとめる。（※協定の締結）

※「基本協定書」及び「年度協定書」

2) 指定期間中に、施設及び設備の老朽化に伴う改修工事の実施を予定している。

20 募集要項に関する問い合わせ先

朝来市和田山町東谷213-1 西館2階

朝来市産業振興部観光交流課

担当 船富 睦央

電話 079-672-4003

FAX 079-672-3220

メール kankou@city.asago.lg.jp

■指定管理者の選定スケジュール

指定管理者の候補者選定後、市議会に指定管理者の指定議案を上程し、議決された後に指定管理者として正式決定されます。

指定管理者との協定書の締結日は、令和8年4月1日を予定しています。

(別紙) 市と指定管理者の責任分担表

種類	内容	負担者		
		市	指定管理者	分担
物価変動	人件費、物品費、物価変動に伴う経費の増		○	
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○	
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望等への対応		○	
	上記以外	○		
法令の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○		
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○	
税制度の変更	消費税（地方消費税含む）の税率等の変更			○
	法人税・住民税等の税率の変更		○	
	上記以外で管理運営に影響するもの			○
管理運営の中止・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設・設備の復旧	○		
	不可抗力による管理・運営の中止			○
書類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○		
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容に誤りのあるもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中止等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
施設・設備・備品の損傷	経年劣化による（小規模なもの）		○	
	経年劣化による（上記以外）	○		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○	
	市に帰責事由があるもの	○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の徴収費用		○	
保険への加入	当該施設の火災保険への加入	○		
	施設賠償責任保険の加入		○	



